

宮崎市会計年度任用職員（宮崎市障がい者虐待防止相談員）募集要項

1 募集内容

(1) 区分	宮崎市障がい者虐待防止相談員
(2) 採用予定	1名程度
(3) 主な職務内容	<p>(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく障がい者虐待の通報等に係る調査、情報収集、関係機関との連絡調整、緊急一時保護、相談対応、苦情対応等</p> <p>(2) 虐待統計に関する事務</p> <p>(3) 障がい者虐待に関する出前講座、研修の講師</p> <p>(4) 宮崎市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会及び宮崎市障がい者差別解消支援地域協議会に関する事務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉課長が必要と認める業務に関すること。</p>

2 資格要件等

(1) 応募資格	<p>以下の①から③の全てを満たす人。</p> <p>①社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有する人、左記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる人、福祉関係業務に携わった経験のある人</p> <p>②普通自動車運転免許を有している人</p> <p>③基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる人</p>
(2) 欠格条項	<p>①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>②宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>

3 勤務条件等

(1) 任用期間	<p>令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、勤務状況等により2回まで再度任用する場合があります。その場合、最長3年（令和10年3月31日まで）の勤務となります。</p> <p>なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間です。</p>
(2) 報酬	月額191,612円～200,322円
(3) 諸手当	<p>通勤手当は、通勤距離に応じて支給されます。</p> <p>期末勤勉手当は、支給条件に応じて支給されます。</p>

(4) 勤務形態	週33時間45分以内で、勤務時間は原則として、9時30分から午後5時15分までです。(うち、休憩1時間) ※土曜日、日曜日、祝日の勤務や夜間勤務等がある場合があります。
(5) 勤務場所	市役所本庁舎1階(障がい福祉課)
(6) 駐車場	ありません。
(7) 年次有給休暇	年次有給休暇は、10日です。(勤務日数や継続勤務期間等によって異なります。)
(8) 社会保険等	地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。

4 採用試験等

(1) 応募方法	①提出書類：履歴書(写真貼付)、資格証及び運転免許証の写し(ハローワーク紹介状がある場合は当該書類) ②申込場所：宮崎市福祉部障がい福祉課(市役所本庁舎1階) ③申込受付期間：令和7年2月10日(月)～令和7年2月21日(金) ※郵送の場合は、2月21日(金)までに必着。 ※なお受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。
(2) 試験方法	履歴書をもとに個人面談を実施。面談日時・場所は、個別にお伝えします。
(3) 合格発表	3月11日(火)予定(文書及び電話で通知)

5 採用に係る留意事項

(1) 合格者は、「令和7年度採用候補者名簿」(原則として合格発表の日から1年間有効)に登載され、令和7年4月1日以降、必要に応じて順次採用しますが、合格者数は採用予定数よりも多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。
(2) 人事管理上の観点から、この試験に合格し採用候補者名簿に登載された場合でも、採用される以前に、この試験とは別に宮崎市(市長部局、上下水道局、消防局のほか、他の執行機関を含む)が実施する会計年度任用職員採用試験により、その職で採用された場合には、当該採用の日をもって、この試験の採用候補者名簿から抹消します。
(3) 次の場合は合格を取り消し、採用しません。 ①受験申込書(経歴を含む)に虚偽の記載がなされていることが判明した場合。 ②免許、資格等を必要とする職種については、当該免許、資格等を取得していない場合や、当該免許、資格等が取り消されている場合、又は業務の停止を命じられている場合。 ③業務経験を必要とする職種については、実務経験が確認できない場合。